奈良県 産業部
経営支援課

中小企業の設備投資を支援します

省力化・生産性向上設備投資支援事業

中小企業省力化・生産性向上設備投資支援事業の概要

奈良県 産業部
経営支援課

中小企業の現状

人手不足や物価高騰のなか、価格転嫁も進まず経営は逼迫し、賃上げの原資が生み出せない

人手不足　物価高騰

そ こ で

どうすれば・・・・

持続的な賃上げを実現するには
省力化・生産性向上が不可欠

そのためには企業の積極的な設備投資が重要

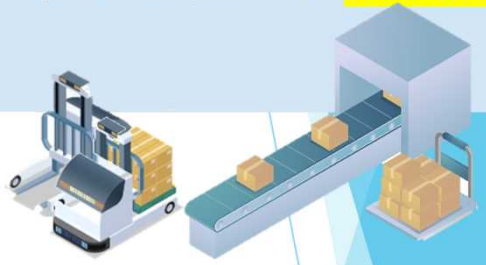

がんばる中小企業の設備導入を支援します！！

- ✓ 中小企業診断士によるサポート
- ✓ 最大５００万円補助

中小企業等が行う省力化、業務プロセスの改善等に資する設備投資に対して賃上げを条件に補助し、中小企業等の生産性の向上と更なる賃上げを促進します！

中小企業省力化・生産性向上設備投資支援補助金の概要

奈良県 産業部
経営支援課

補助対象となる事業者

補助金交付要綱で定める中小企業等であり、次の要件を満たす者

(1)奈良県内に事業所を有すること
(2)設備導入前に県が派遣する中小企業診断士の支援を受けていること
(3)実績報告時における直近１か月分の給与支給総額※を、令和7年3月と比べて
　２．４%以上増加させること

※この場合における給与支給総額は、賃上げ前及び賃上げ後の両方の賃金台帳に登載された全従業員（非常勤を含む。）に支払った給与（所定内給与をいい、賞与、法定福利費、福利厚生費及び退職金を除く。）をいい、役員報酬を除きます。

補助対象経費 等

補助対象経費：省力化・生産性向上に資する設備導入にかかる製品本体費
　　導入経費（据付費、運搬費、調整費等）
補　助　率　：補助対象経費の2分の1以内
補助上限額　：500万円（下限額：100万円）
　※交付決定日以降～令和8年2月20日までに契約、購入、設置し、
　　支払いが完了した経費が対象

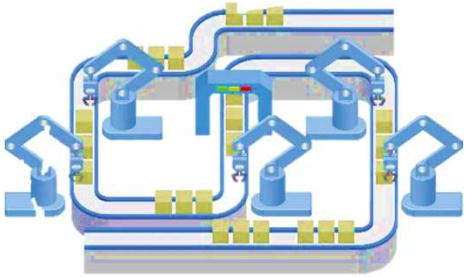

その他

申　請　期　間：**８月２８日（木）～令和８年１月１６日（金）**
実績報告書〆切：令和８年２月20日（金）
申　請　方　法：『奈良スーパーアプリ』により申し込んでください

（参考）補助対象経費及び対象外経費

奈良県 産業部
経営支援課

補助対象経費となる省力化・生産性向上を見込む事業とは

中小企業者等が製品の製造工程又はサービスの提供過程を効率化することにより、従来よりも少ない労働力又は時間で、従来と同量以上の製品を製造し又は同等以上の商品若しくはサービスを提供できるようになるものをいう。

補助対象外経費の例

（詳細は、奈良県中小企業省力化・生産性向上設備投資支援補助金公募要領を確認してください。）

〇補助対象経費に掲げる経費以外のすべての費用
〇中古品購入費
〇事業計画書に記載の事業に直接関連するか判断が難しい経費
〇汎用性があり、事業計画書に記載の事業の他の用途にも使用できるもの（例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機、家具等。ただし、事業計画書に記載の事業のみに使用することが明らかなものは除く。）
〇国（独立行政法人等を含む）又は他の地方公共団体及び本県が支出する補助金を活用して購入する機械装置等（重複受給の禁止）
〇国のカタログ補助金に掲載している機械装置
〇建物の建築・改築費、不動産、構築物、簡易建物（ビニールハウス、コンテナ、ドームハウス等）の取得費用、及びこれらを作り上げるための組み立て用部材の取得費用
〇自動車等車両（事業所内や作業所内のみで走行し、自動車登録番号がなく、公道を自走することができないものを除く）、船舶、航空機等の購入費・修理費・車検費用
〇診療報酬・介護報酬を受ける事業等、他の公的制度・公的支援で賄われるべき事業に使用し得るもの
〇エネルギーコスト削減のみを目的とした設備等（太陽光発電を行うためのソーラーパネル、生産性向上を伴わない省エネ設備等）

面談～補助金申請までの流れ

奈良県 産業部
経営支援課

事業の流れ

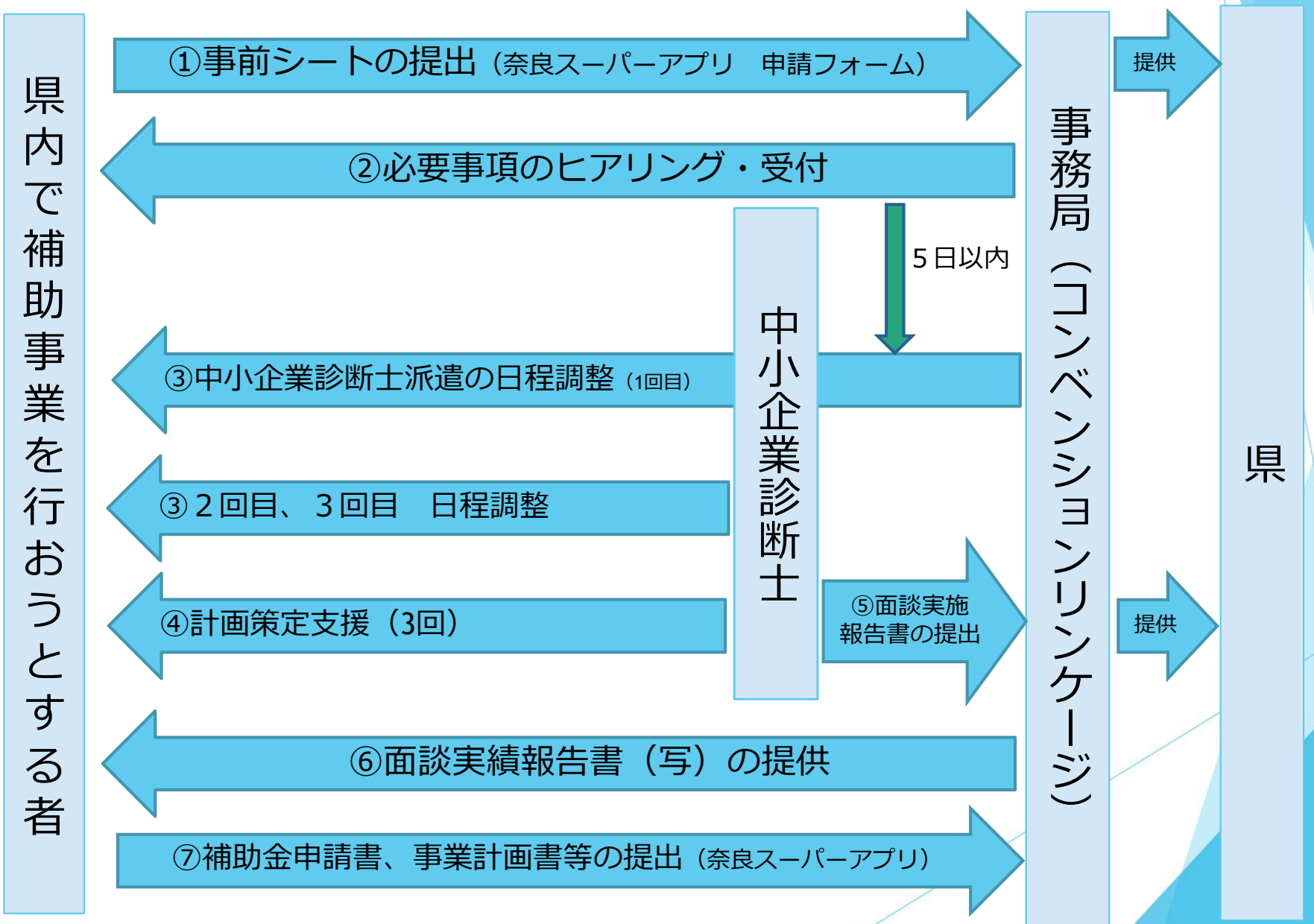

奈良県 産業部
経営支援課

①面談申込み（事前シートの提出）

この動画を視聴後、奈良スーパーアプリにて下記について入力をお願いします。
このシートを基に中小企業診断士の選定を行います。
なお、記載内容に不備が有る場合、事務局より内容確認の連絡を行います。

① 会社名または屋号
② 本社所在地
③ 県内事業所在地
④ 代表者役職・氏名
⑤ 担当者氏名
⑥ 電話番号
⑦ メールアドレス
⑧ 資本金または出資金
⑨ 常時使用する従業員数
⑩ **県内にある事業所の名称及び所在地**
⑪ 業種
⑫ **本補助金を使用し設備導入することで省力化・生産性向上が 見込める事業の概要**
⑬ **導入予定の設備の型式およびメーカー名**
⑭ 売上高
⑮ 営業利益
⑯ 面談・訪問可能な曜日
⑰ 訪問場所

日程調整、事業計画書の策定

奈良県 産業部
経営支援課

③中小企業診断士派遣の日程調整

事務局は事前シート受理後、記載の内容を基に、県が作成した「診断士名簿」から貴社の補助対象事業と親和性の高い中小企業診断士を選定し、派遣の調整を行います。初回は事務局にて日程調整を行い、２回目以降は中小企業診断士と直接日程調整を行います。

④計画策定支援

中小企業診断士と原則３回の面談を行っていただきます。
中小企業診断士は３回の面談のうち、少なくとも１回（原則初回）は設備設置予定場所へ訪問し、生産工程等を把握し、事業内容を充分に理解したうえで、実効性の高い事業計画の策定について助言、支援をおこないます。

なお、この事業における中小企業診断士の役割は、「支援・助言」となりますので、申請書及び事業計画書の作成は申請者自らが必ず行ってください。

また、この事業により発生する派遣費用は、事務局から支払われます。
別途着手金や成功報酬等の支払は発生しません。

補助金申請

奈良県 産業部
経営支援課

⑦補助金申請書、事業計画書等の提出（奈良スーパーアプリ）

面談終了後、事務局より診断士が作成した⑥面談実施報告書の写しが提供されます。提供された面談実施報告書は、補助金申請の添付資料として必要ですので、廃棄しないようお願いします。

【補助金申請にかかる留意事項】

※補助金申請書の添付書類

①見積書等の写し　原則２者以上

②令和７年３月の賃金台帳の写し

③中小企業診断士による面談実施報告書（写）

④機器設置箇所図

※この添付資料に漏れがありますと、交付決定が遅れ、事業開始が遅くなりますので、ご申請にあたっては、添付漏れがないかご確認をお願いします。

（参考）手続き等の期間について

奈良県 産業部
経営支援課

面談や手続き等にかかる期間は下記のとおりです。

① 面談（３回）　　初回面談から１ヶ月程度

※初回以降の面談は、１ヶ月を目安として実施してください。

② 補助金申請～交付決定　１ヶ月程度

※契約、購入、設置は、交付決定通知以降に行ってください。

③ 実績報告～額確定通知　２週間程度

④ 請求～支払　　２週間程度

※ただし、②、③、④について、申請書類や報告書の記載内容や添付書類に不備があると、処理期間が延び、交付決定や支払が遅くなります。

奈良県 産業部
経営支援課

ご視聴ありがとうございました。